

高所作業車運転（14時間コース）技能講習 受講資格証明書

【受講資格】

次のいずれかに該当する者 ※マイナ免許証の方は、2枚目をご確認ください。

- (1) 建設機械施工管理技術検定に合格した者
- (2) 普通自動車免許、普通自動車第二種免許、中型自動車免許、中型自動車第二種免許、準中型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車二種免許、大型特殊自動車免許、大型特殊自動車第二種免許を有する者
ただし、免許証停止中は受講できません。
- (3) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習を修了した者

| | |
|---|--|
| 予 約 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 〔資格証（写）貼付欄〕 | |
| ※下記のいずれか1つをここに貼り付けること | |
| 1 建設機械施工管理技術検定合格証 | |
| 2 普通自動車免許証、普通自動車第二種免許証、中型自動車免許証、中型自動車第二種免許証、準中型自動車免許証、大型自動車免許証、大型自動車二種免許証、大型特殊自動車免許証、大型特殊自動車第二種免許証のうちいずれか | |
| 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習修了証のうちいずれか | |

事務局記入欄

| | | | |
|-----|------|----|----|
| 開催日 | 受講No | 確認 | 担当 |
|-----|------|----|----|

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

令和7年3月24日から【マイナ免許証】(免許情報が記録されたマイナンバーカード)の運用が開始されました。

当連合会のフォークリフト運転技能講習(31Hコース)、高所作業車運転技能講習については、受講資格となる運転免許証の提示がない場合、受講することができません。



【マイナ免許証】の運用に伴い受講資格確認方法は次のとおりになります

1. 【マイナ免許証】により

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「マイナ免許証読み取りアプリ(※1)」等に表示された、運転免許情報(氏名、免許種類、有効期間等)が記載されているものをダウンロードしたものを、「受講資格証明書(※2)」に貼付してアップロードしてください。

※1 「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、

マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト

<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>

等を確認してください。



2. 従来の【運転免許証】により、

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「運転免許証」の写しを「受講資格証明書」に貼付してアップロードしてください。

※2 受講資格証明書(大阪労働基準連合会ホームページ)

・フォークリフト運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_10.pdf

・高所作業車運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_16.pdf



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL: 06-6942-7401

HP: <https://www.daikiren.or.jp/>

